

山梨県公報

号外第二十七号

平成二十五年

六月十八日

火曜日

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 不在者投票を行うことができる施設の指定……………三
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第二項の規定による届出が次のとおりあった。
平成二十五年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤 秀仁

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
森屋ひろし都留の会	上杉 実	水岸富美男	都留市つる二三二三	平成二十五年五月十五日	平成二十五年五月二十二日
			公職の候補者の氏名 森屋 宏	公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員	
森屋ひろし都留の会 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	代表者氏名 東條 初恵	会計責任者氏名 高橋 晴子	主たる事務所の所在地 甲府市国母七二二四〇	設立年月日 平成二十五年	届出年月日 平成二十五年

梅沢しげおを応援する「なでしこクラブ」		国会議員関係政治団体の区分	公職の候補者の氏名	五月二十五日	五月三十日
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体		国会議員関係政治団体の区分	梅沢 重雄	公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員	

地域の未来	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
		青木 茂樹	伊東 洋晃	甲府市中央一五二八 シャトー甲府1階	平成二十五年 五月二十五日	平成二十五年 五月二十日
その他の政治団体	国会議員関係政治団体の区分		公職の候補者の氏名	参議院議員	公職の候補者に係る公職の種類	
	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体かつ法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体		青木 茂樹			

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
相沢としゆき後援会「人にやさしい、活力ある甲州市を創る会」	相澤 俊行	池田 二郎	甲州市塩山三日市場一九九五	平成二十五年 五月二十五日	平成二十五年 五月二十九日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧	自由民主党富士吉田市支部	堀内 詔子		甲州市勝沼町下岩崎七四五	平成二十五年 五月二十日	平成二十五年 五月二十二日
新	自由民主党富士吉田市支部	堀内 光雄		甲州市勝沼町下岩崎七四五	平成二十五年 五月二十日	平成二十五年 五月二十二日
旧	政治結社聖道会			甲府市大里町二二三一 一 サンコーポ功刀一〇六	平成二十五年 五月二十六日	平成二十五年 五月二十八日
新	政治結社聖道会			甲府市大里町二二三一 一 サンコーポ功刀一〇六	平成二十五年 五月二十六日	平成二十五年 五月二十八日
旧	中村まさひこ後援会		長沼 義人		平成二十四年 八月十日	平成二十五年 五月二十八日
新	中村まさひこ後援会		矢野 孝友		平成二十五年 八月十日	平成二十五年 五月二十八日
旧	自由民主党櫛形支部	桜本 広樹	花輪 進	南アルプス市小笠原一三三八三	平成二十五年 五月二十六日	平成二十五年 六月三日
新	自由民主党櫛形支部	花輪 進	市川 広国	南アルプス市十五所四四〇	平成二十五年 五月二十六日	平成二十五年 六月三日

新	自由民主党甲西支部	大塩力也	桜林秀夫	南アルプス市西南湖四二六九	平成二十五年	平成二十五年
旧	自由民主党若草支部	西海勝男	新津正彦	南アルプス市戸田三一九	五月二十六日	六月三日
新	全日本不動産政治連盟山梨県本部	志村賢司	小池康郎		平成二十五年	平成二十五年
旧		塩崎正貴	小池次郎		五月二十六日	六月三日
新					平成二十五年	平成二十五年
旧					六月一日	六月三日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
山友会後援会	若月和郎	松川幸男	山梨市牧丘町窪平二三五四	平成二十五年五月十八日	平成二十五年五月二十二日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
青木茂樹	参議院議員	地域の未来	甲府市中央二五二八シャット 1 甲府1階	青木茂樹	平成二十五年五月二十五日	平成二十五年五月二十日

一 項第三号の個人演説会等を開催することができる施設として、次の施設を指定した旨の報告があった。
平成二十五年六月十八日

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。
平成二十五年六月十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

施設の名 称	所 在 地
地域密着型特別養護老人ホーム 緑と風	甲州市塩山下於曾二二五七番一

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定に基づき、同条第

名 称	所 在 地	指定選挙管理委員会
忍野村生涯学習センタ 1 多目的ホール	南都留郡忍野村忍草一四二三番 地一	忍野村選挙管理委員会
忍野村生涯学習センタ 1 集会室	南都留郡忍野村忍草一四二三番 地一	忍野村選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会

委員長 成澤秀仁

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番